

## 新規制基準適合審査の進捗状況について

平成30年11月7日

(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン

## 1. 事業変更許可に関する状況（前回審査会合\*の内容から変更無し）





## 1.1 申請状況

新規制基準適合に係る核燃料物質加工事業変更許可申請に関する状況は、以下の通りである。

- H26. 4. 18 加工事業変更許可申請
- H28. 11. 22 補正申請
- H29. 2. 27 補正申請
- H29. 4. 5 加工事業変更許可

## 1.2 工事計画

事業変更許可における工事計画は、下記の通りである。

年 項目	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (平成32年度)	2021年度 (平成33年度)
第2加工棟への 工程の集約		▽着工				
不要設備の撤去		▽着工				
必要な安全対策 の追加		▽着工				
固体廃棄物貯蔵 場の増設		▽着工				

\*平成30年6月29日、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合（第236回）、  
資料2-1

## 2. 設工認に関する状況

### 2.1 申請状況

設工認の申請状況については、前回審査会合時から変化はなく、本年5月22日に補正申請を行った第1次設工認の審査中である。設工認申請等の経緯を以下に示す。

- H29. 5. 19 第1次設工認申請
- H29. 6. 9 申請対象の建物の耐震構造計算の入力に誤りを確認したことを報告
- H29. 8. 9 申請対象の耐震計算の総点検の結果、設備・機器の計算入力にも誤りを確認したことを報告
- H29. 11. 10 「排気ダクトの開口事象」を報告。以降、施設の現状確認や審査中設工認への影響検討を実施
- H29. 11. 15 耐震計算誤りの原因分析及び再発防止策について最終報告
- H30. 5. 22 第1次設工認の補正申請（1回目）（耐震計算誤りの訂正、ダクト開口事象を受けた申請範囲の変更等）
- H30. 5. 24 「搬送コンベヤにおける基礎ボルトの不具合」を報告
- H30. 8. 9 「設備の現状確認時に新たに確認された不具合」を報告

### 2.2 前回審査会合以降時間を要している理由

前回の審査会合以降、審査に時間を要している主な理由は以下の通りである。

新規制基準適合に関する事業変更許可に係る施設の変更については、申請対象の施設が多数に上るため、設工認を分割して申請している。このため、申請中の第1次設工認で適合性を確認する範囲と、後続の申請で確認する範囲を明確にし、最終的に加工施設の適合性確認を漏れなく実施しなければならないが、記載内容に不明確な箇所や不足している箇所が認められた。また、設工認認可後の使用前検査を見据えた時に、特に施設の既設部分に対する設計や検査方法の記載に不足が認められた。以上より、これらの修正を行う必要が生じ時間を要した。

現在、上記の修正はほぼ完了したと考えており、これを反映した補正申請を近日中に行う予定である。

### 2.3 申請の計画

設工認を5回に分割して申請する計画及び第1次設工認の対象施設につ

いては、前回審査会合での説明と変更無い。第2次申請以降の予定については、第1次申請の工事に必要となる設備（貯蔵設備の工事に使用する搬送設備等）に係る申請を、気体廃棄設備に先立ち第2次申請とする見直しを行った。各回次の申請時期の当社計画を図1に示す。

#### 第1次設工認申請の内容（前回審査会合時から変更無し）

- ① 主要な建物（耐震重要度第1類）である第2加工棟の耐震補強（第2加工棟本体及び増設部）
- ② 大型貯蔵設備の耐震補強及び更新（酸化ウラン貯蔵棚、C型ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚、集合体貯蔵棚、集合体搬送装置）
- ③ 第1加工棟への廃棄物貯蔵場の新設（第1-13～15廃棄物貯蔵場）
- ④ 生産設備の耐震補強（ペレット検査装置、ヘリウムリーク検査器）
- ⑤ 不要となる設備の撤去（第1-1階粉末取扱室、第2開発実験室）

#### 第2次申請以降の主要な申請内容

##### 第2次

- ・ 第1次申請の工事に必要となる設備（貯蔵設備の工事に使用する搬送設備、建物の工事に先立って移設する設備）

##### 第3次

- ・ 耐震重要度第2類の建物（第2貯蔵棟他）の耐震補強
- ・ ウラン粉末輸送／貯蔵容器の貯蔵設備の耐震補強
- ・ 第2加工棟でGd含有ペレットを成形加工するための設備の設置（第2-3階酸化ウラン取扱室A）
- ・ 生産設備の耐震補強

##### 第4次

- ・ 竜巻防護フェンスの設置（屋外）
- ・ 放射線管理設備の耐震補強、津波対策
- ・ 気体廃棄設備の耐震補強（第2加工棟）
- ・ 生産設備の耐震補強

##### 第5次

- ・ 耐震重要度第3類の建物（第1加工棟他）の耐震補強
- ・ 気体廃棄設備の耐震補強（第1加工棟）
- ・ 第2加工棟でGd含有ペレットを成形加工するための設備の設置（第2-3階酸化ウラン取扱室A）
- ・ 生産設備の耐震補強
- ・ 溢水対策（内部溢水防水板、漏水検知器等）

- ・ 不要設備の撤去（第1加工棟、搬送路）
- ・ 加工施設の複数個所に跨る設備（消火設備、通信連絡設備等）

#### 2.4 許認可に基づく最新の状態の確認

2.1項の経緯に示したように、「排気ダクトの開口事象」やこれに伴う設備点検で「搬送コンベヤにおける基礎ボルトの不具合」が確認されたため、既設の安全機能を有する施設及びこれに影響を与える施設を対象に、当該施設の現状の確認（既認可との比較や仕様の確認等）を昨年11月より実施している。現状確認は、施設の重要度や使用予定に応じて優先順位を付けて順次進めており、第1次設工認の対象設備に関しては確認を完了している。

### 3. 保安規定に関する状況

#### 3.1 申請状況

保安規定の申請状況については、前回審査会合時から変化はなく、平成26年4月18日付けの加工事業変更許可申請に合わせて変更申請を行っているが、今後更に変更申請を行っていく計画である。

#### 3.2 検討状況

保安規定に係る主な変更申請の内容としては、前回審査会合時の説明と変わらず、下記を予定している。現状では初回の変更申請の準備をほぼ終えており、早急に変更申請を行う予定である。

- ①ダクト開口事象等を受けた設備保全の位置づけの明確化
- ②新規制基準対応として必要になる人的対応の追加
- ③新規制基準対応の工事開始から適合性確認まで、核燃料物質の継続的な貯蔵を行う貯蔵設備等に対する必要な管理方法の追加
- ④新設する設備に対する管理方法の追加

#### 3.3 申請の計画

保安規定変更申請の当社計画を図1に示す。設工認及び工事の進捗に応じて、複数回の申請を計画している。

図1 新規制基準適合に係る審査の全体工程<sup>注1)</sup> (当社計画)

申請	年・月 回次	平成30年 (2018)				平成31年 (2019)				平成32年 (2020)				平成33年 (2021)				備考
		1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	
設工認 <sup>注2)</sup>	第1次	■																耐震第1類建物、核燃料物質貯蔵設備、生産設備等
	第2次				■													第1次申請の工事に必要な設備
	第3次					■												耐震第2類建物、核燃料物質貯蔵設備、生産設備等
	第4次							■										竜巻対策設備、放射線管理設備、生産設備等
	第5次								■									耐震第3類建物、通信連絡設備、生産設備等
保安規定	—				■ (1)			■ (2)	■ (3)							■ (4)		(1)本文3.2項の①②③に対応 (2)(3)本文3.2項の②の内、緊急時対応等の設備の設置に伴い実施するものに対応 (4) 本文3.2項の④に対応
対策工事	—				■													

注1) 設工認及び保安規定の期間は申請から認可までを、対策工事の期間は、工事着手から使用前検査合格までを示す。

注2) 事業変更許可の工事計画中の「固体廃棄物貯蔵場の増設」の1つである、廃棄物貯蔵棟第3棟の新築については、5次申請以降の予定である。